

計機健保の個人情報の取扱いについて

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)の施行に伴い、プライバシーポリシーおよび個人情報の利用目的を変更しましたので、公表いたします。

プライバシーポリシー

計機健康保険組合は、加入者個人に関する情報(以下、「個人情報」という。)を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。

- 1 当健康保険組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講ずることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損又は加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
- 2 当健康保険組合は、加入者からご提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためのみに使用いたします。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用いたします。
- 3 当健康保険組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報(以下、「個人情報」という。)については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供いたしません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、次の各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。
 - (1)法令の定めに基づく場合
 - (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要であつて、加入者の同意を得ることが困難である場合
 - (3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の

推進のために必要であつて、加入者の同意を得ることが困難である場合

(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

4 当健康保険組合は、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施するほか、個人情報を取り扱う部門ごとに管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。

5 当健康保険組合の業務委託する場合については、より個人情報の保護に配慮したものに直し・改善を図ります。業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分審査するとともに、契約書の内容についてもより個人情報の保護に配慮したものとします。

6 加入者が、加入者の個人情報の照会、修正等を希望される場合、当健康保険組合担当窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲ですみやかに対応させていただきます。

7 当健康保険組合は、加入者の個人情報の取扱いに関係する法令その他の規範を遵守するとともに、本個人情報保護ポリシーの内容を継続的に見直し、改善に努めます。

計機健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について

計機健康保険組合(以下、「当組合」という。)におきましては、被保険者やその家族(以下、「加入者」という。)からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書(以下、「レセプト」という。))に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診データ等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡又は出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データ等と医療情報やその他の個人情報を数多く取扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされており、したがって、当組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

- 1 業務関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。
 - (1) 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者(異動)届」の記載事項(保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号及び報酬月額等)を中心に入力処理することによって、「㈱大和総研ビジネス・イノベーション」のホストコンピュータ内にデータベース(以下、「マスター」という。)を作成し、データを収納、健康保険業務全般に利用します。
 - (2) 「被扶養者(異動)届」の提出に際して、収入等判定書類によって、認定作業を行います。
 - (3) 「被保険者資格取得届」及び「被扶養者(異動)届」のチェック作業が終了した後、「健康保険被保険者証」の発行を行います。
 - (4) 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更(訂正)届出により、データの変更を行います。
 - (5) 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ及び健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知及び各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。
 - (6) 「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することもあります。
 - (7) 医療機関や他の保険者(区市町村、年金事務所を含む)から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日及び資格喪失日など、有資格者が資格喪失者かについて回答します。
 - (8) 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日及び資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
 - (9) 「算定基礎届」「月額変更届」「賞与支払届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料(調整保険料、介護保険料を含む)の徴収を行います。
 - (10) 「マスター」作成及び入力処理の一部、保険料納入告知書等の作成を健康保険業務システム業者「㈱大和総研ビジネス・イ